

(案)  
仕 様 書

1 件名

中小企業における多様な地域人材確保・活用支援事業委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）まで

3 履行場所

文京区指定場所

4 事業概要

区内に本社を有し、常時使用する従業員の数が300人以下の企業（以下「区内中小企業」という。）の「ダイバーシティ経営<sup>※1</sup>」の実践に向けた企業改革及び多様な人材の確保・定着を支援するため、多様な地域人材の確保・活用に関するセミナー、区内中小企業に就職を希望する一般の若年者及び女性、大学<sup>※2</sup>のリカレント教育課程受講者と企業とのマッチング支援、区内中小企業と求職者との相互理解を図るインターンシップ等を実施する。

※1…「多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」のこと。

※2…再就職支援のためのリカレント教育課程を有する日本女子大学及び明治大学とする。

5 業務内容

(1) 区内中小企業向け事業

① 支援対象企業

本事業における支援対象企業は、区内中小企業であって、次の条件を満たす企業とする。

ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

イ 労働関係法規を遵守していること。

ウ 公序良俗に反する事業又は青少年の健全育成上相応しくない事業を行っていないこと。

② 企業向けセミナーの実施

区内中小企業を対象に、以下のテーマ・内容に沿ったセミナーを実施する。

（各1回、1回あたり2時間程度、定員各回20社・40人程度）

ア 多様な地域人材の採用と活用方法について

中小企業において、一般の若年者及び女性、大学のリカレント教育課程受講者等、多様な地域の人材を採用し、その後の戦略的な活用及び企業の人的基盤の強化につなげることを目的としたセミナーとする。

イ 外国人の雇用に必要なノウハウ・準備事項について

今後、国内に増加すると予想される外国人労働者の雇用に向けて、必要な準備、

受入れ体制の整備、その他情報提供等をコンテンツとしたセミナーとする。

③ マッチング支援の実施

ア 区内中小企業から求人を募集し、求職者とのマッチング支援を行うこと。この場合において、求職者が求人情報を選択できるよう、十分な求人数を確保すること。

イ 受託者は、区内中小企業と求職者とのマッチングが可能な限り早く成就するよう、区内中小企業及び求職者への支援を充分に行うこと。

④ インターンシップ又は職場見学（選択制）

ア ③によるマッチング支援の実施後、求職者に対し、区内中小企業におけるインターンシップ又は職場見学の参加を促すこと。

イ 区内中小企業に対しては、インターンシップ又は職場見学の2通りのコースを用意し、区内中小企業が自社の状況に応じてコースを選択し、実施できるようにすること。

ウ インターンシップ又は職場見学の実施に際しては、実施前から実施後に至るまで、区内中小企業及び求職者のサポートを充分に行うこと。

⑤ アンケートの実施

受託者は、参加した企業や求職者からアンケートを徴し、集計・分析結果を区事業執行担当者へ提出すること。

(2) 求職者向け事業

① 支援対象者

本事業における支援対象者は、一般の若年者（おおむね35歳以上～45歳以下の方を中心とする）及び女性（年齢制限なし）、日本女子大学及び明治大学のリカレント教育課程受講者で、区内中小企業に就職を希望する者とする。

② 求職者向けセミナーの実施

ア 一般の若年者を対象に、次の内容を含むセミナーを実施する。

（3日間・定員15人）

- ・中小企業理解（中小企業の魅力・働き方・中小企業に就職するメリット等）
- ・業職種理解、面接対策等、就職活動に役立つ知識・スキルの習得
- ・区内中小企業とセミナー参加者との交流機会の設定（※参加企業は10社程度）

イ 一般の女性を対象に、次の内容を含むセミナーを実施する。

（3日間・定員15人）

- ・中小企業理解（中小企業の魅力・働き方・中小企業に就職するメリット等）
- ・業職種理解、面接対策等、就職活動に役立つ知識・スキルの習得
- ・区内中小企業とセミナー参加者との交流機会の設定（※参加企業は10社程度）

ウ 日本女子大学及び明治大学におけるリカレント教育課程受講者を対象に、次の内容を含むセミナーを実施する。

（3日間・定員30人）

- ・中小企業理解（中小企業の魅力・働き方・中小企業に就職するメリット等）
- ・業職種理解、面接対策等、就職活動に役立つ知識・スキルの習得
- ・コミュニケーション力やタイムマネジメント等、就職後も役立つ知識・ビジネススキルアップ
- ・区内中小企業とセミナー参加者との交流機会の設定（※参加企業は10社程度）

エ ア及びイのセミナーの実施に要する会場は、区と協議の上決定し、準備すること。

また、ウのセミナーの実施に要する会場は、区及び日本女子大学、明治大学と協議の上決定し、準備すること。

オ 子育て中の参加者にも配慮し、託児サービスを設けるなど、参加を促進するための工夫を加えること。

### ③ 個別カウンセリング

ア 受託者は、求職者向けセミナーの参加者に対し、個々の状況に合わせた個別カウンセリングを行い、就職に結びつくよう事業期間を通じて継続的に支援すること。

イ 一般の若年者及び女性を対象とした個別カウンセリングの実施場所は、区と協議の上決定し、準備すること。また、リカレント教育課程受講者を対象とした個別カウンセリングの実施場所は、区及び日本女子大学、明治大学と協議の上決定し、準備すること。

ウ 個別カウンセリングの実施にあたり、イにより決定した場所にカウンセラーを派遣すること。カウンセラーの派遣は、各求職者向けセミナーの1日目終了後から求職者の就職が決定するまでの期間において、所定の場所に対し、週1日以上、毎週派遣するものとする。

### ④ アンケートの実施

受託者は、参加した求職者や企業からアンケートを徴し、集計・分析結果を区事業執行担当者へ提出すること。

## (3) 区内中小企業・求職者共通

① 本事業の実施にあたっては、中小企業の採用活動等の実施時期や動向等を考慮し、適切な時期に実施すること。

② 求職者と区内中小企業のマッチング支援及びインターンシップ等の実施後、各企業における採用手続きを経て、企業への就職が決定した場合、試用期間中などにおいても、求職者及び区内中小企業への支援を充分に行うこと。

## 6 受託者の責務

### (1) 事業実施状況の報告

受託者は、事業の実施状況を管理し、進捗状況を毎月1回程度報告するほか、区事業執行担当者からの求めに応じて、事業の実施状況を随時報告すること。

### (2) 実績報告書の提出

受託者は、委託期間終了日までに区事業執行担当者へ実績報告書を提出すること。

### (3) 関係法令の遵守

受託者は、本業務の遂行に当たり、労働関係法令その他の関係法令の規定を遵守しなければならない。

### (4) 信用失墜行為の禁止

受託者は、区の信用を失墜させる行為を行ってはならない。

### (5) 個人情報保護等の情報管理

受託者は、個人情報の取扱いについて充分配慮すること。この場合において、パソコン等を使用するときは、インターネット環境や他のネットワーク環境からのアクセスや関係者以外の者の不正アクセスを防止すること。また、情報の漏洩を防ぐため、部外者の作業場所への立ち入りを制限する等適切なセキュリティ対策を講じること。

### (6) 事故等への対応

受託者は、受託業務中に事故等不測の事態が生じた場合は、適切な対処を行うとともに、速やかに区事業執行担当者へ報告し、協力して対応にあたること。

#### (7) 書類の整備

受託者は、事業の経理を行う場合は、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、保存しなければならない。

### 7 支払方法

検査合格後に、受託者が提出する請求書に基づき一括で支払うものとする。

### 8 その他

- (1) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、区契約事務担当と協議の上、決定する。
- (2) (1)に関するものを除く契約履行上の打合せ事項に関しては、区事業執行担当者を行うこと。
- (3) 本契約の履行に当たり、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）を遵守すること。
- (4) 本契約の履行に当たり、自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年度東京都条例第215号）の外、各県条例に規定するディーゼル車規制に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のために当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (5) 本契約の履行に当たってハイブリッド車等の自動車を使用し、又は使用させる場合は、車両接近通報装置を備えた自動車を使用するよう努めること。
- (6) 本契約の履行に当たり、文京区情報セキュリティに関する規則（平成15年6月文京区規則第50号）を遵守すること。
- (7) 本契約の履行に当たり、文京区歩行喫煙等の禁止に関する条例（平成20年9月文京区条例第45号）を遵守すること。
- (8) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守し、また、文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年3月文京区訓令第13号）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。
- (9) 本契約の履行に当たっては、文京区男女平等参画推進条例（平成25年9月文京区条例第39号）第7条及び「性自認および性的指向に関する対応指針（平成29年3月14日28文総総第1311号）」を踏まえ、性別（性自認及び性的指向を含む）に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

### 9 連絡先

契約事務担当 総務部契約管財課契約係 電話：03-5803-1150

事業執行担当者 区民部経済課創業・就労支援担当：片野・梅澤 電話：03-5803-1173